

川根本町国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**国民健康保険税**（以下国保税と表記）が**減免**となります。

○減免の対象となる国保税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国保税

○国保税の減免の対象となる方 ※主たる生計維持者とは原則世帯主を指します。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **国保税の全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※以下参照）が見込まれる世帯の方 ⇒ **国保税の全額又は一部を減額**

国保税が一部減額される具体的な要件 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○国保税の減免額は、減免対象国保税額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の国保税額（A×B/C）

- A:世帯の被保険者全員について算定した国保税額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象国保税の10分の10を免除。

減免の対象とならない方で、納税困難な方については、納税の猶予制度があります。

上記減免制度以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響等により、期限内での納付が困難な方は、納税の猶予制度に該当する場合がありますので、お問い合わせください。

ご自身が減免の対象となるか、町ホームページ掲載の簡易フローで御確認ください。減免には申請が必要です。

まずは、税務住民課税務室（電話：0547-56-2223）までお問い合わせください。

以上に関する詳しい内容等は、町ホームページに掲載しております。

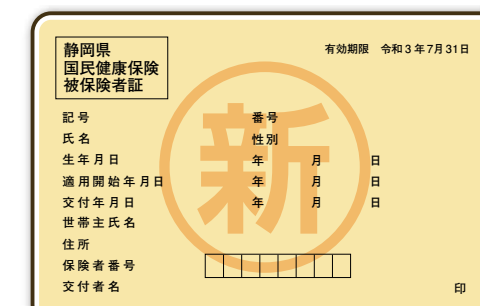
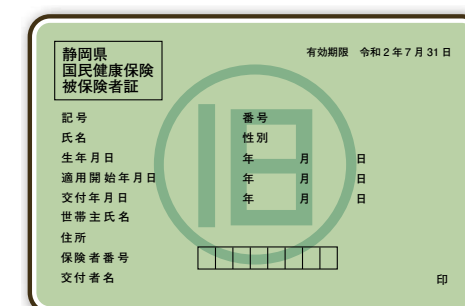
<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/zeimujumin/zeimu/8361.html>



8月1日から

国民健康保険証が新しくなります

保険証の色がうぐいす色 から クリーム色 に変わります



国保に加入する方の世帯に7月中旬、「クリーム色」の新しい保険証を送付しました。お手元に届いている保険証に記載された氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。

保険証は国保の被保険者であることを証明するものですので、大切に取り扱いましょう。

有効期限の切れた「うぐいす色」の保険証は8月1日以降は使用できませんので、各自責任をもって破棄をお願いします。

新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日までですが、令和3年7月31日までに75歳になる方の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなります。

70歳以上の 皆さんへ

「高齢受給者証」と「保険証」が1つになります。

今回の更新で、これまで使用していた高齢受給者証は8月1日以降使用できませんので、各自責任を持って廃棄してください。



こんなときは必ず 14 日以内に届出を！

国保に加入する場合や他の健康保険に加入したために、国保をやめる場合は、14日以内に税務住民課または総合支所窓口業務室へ必ず届出をお願いします。

【加入時の注意点】

加入の届出が遅れてしまうと、資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めていただくことになります。その間の医療費は、やむをえない事情がある場合を除いて全額自己負担となります。

【脱退時の注意点】

資格のない保険証で診療を受けた場合、国保が負担した医療費を返還していただきます。

また、他の健康保険に加入したにもかかわらず、国保への届出が遅れると、保険税が二重払いになることがあります。

【手続きの際の注意点】

手続の際には、職場からの証明書（加入連絡票・脱退連絡票）、来庁者本人確認書類（運転免許証など）、認印をお持ちください。別世帯の方が手続きされる際には、委任状が必要です。

●お問合せはこちら 税務住民課 戸籍住民室 0547-56-2222